

令和6(2024)年7月認定
松山市教育委員会

松山市文化財保存活用地域計画

[目次]

序章	1
1 本計画作成の背景と目的	1
2 本計画の位置づけ	2
3 本計画の計画期間	12
4 本計画の進捗管理と自己評価の方法	12
5 本計画における文化財の定義	13
6 本計画作成の体制・経緯	14
第1章 松山市の概要	21
1 自然・地理的特徴	21
2 社会的特徴	27
3 歴史的特徴	37
第2章 松山市の文化財の概要	51
1 松山市の指定等文化財	51
2 松山市の未指定文化財	56
3 松山市の文化財の特徴	57
4 関連する制度	61
第3章 松山市の歴史文化の特性	62
1 まちに息づき、今も愛されることば、いのり、くらしの文化	66
2 松山の礎を築いた先人たちの想いとくらし	69
3 古くから、人々に選ばれ、人々が集まり、くらしが生まれた穏やかな海、豊かな平野、湧き出る湯	72
第4章 松山市におけるこれまでの文化財の保存・活用の取組	75
1 文化財行政の取組	75
2 市民による取組	84
第5章 松山市の文化財の保存・活用に向けた将来像と方向性	90
1 松山市の目指す将来像	90
2 将来像の実現に向けた計画の方向性について	91
第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題	92
1 「文化財の保存、伝承」に関する現状と課題	92
2 「文化財の保存・活用の体制」に関する現状と課題	96
3 「文化財を地域で活かすこと」に関する現状と課題	98

第7章 文化財の保存・活用に関する方針と措置	100
1 「文化財の保存、伝承」に関する方針と措置	100
2 「文化財の保存・活用の体制」に関する方針と措置	107
3 「文化財を地域で活かすこと」に関する方針と措置	110
第8章 文化財の一体的・総合的な保存・活用	117
1 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定の考え方	117
2 関連文化財群：発祥の地に生きる四国遍路	119
3 文化財保存活用区域：松山城周辺	124
4 文化財保存活用区域：道後温泉周辺	130
5 文化財保存活用区域：三津浜地区	136
第9章 文化財の保存・活用の推進体制	141
1 文化財の保存・活用の推進体制	141
2 防災・防犯の推進体制	144
資料編	

序章

1 本計画作成の背景と目的

松山市は、瀬戸内の温暖な気候に恵まれ、洋上の^{くつなしよとう}忽那諸島から高縄山塊の裾野に広がる北条平野、^{しげのぶがわ}重信川と石手川によって形成された松山平野に広がります。この豊かな自然環境や瀬戸内海の東西交通路の要衝に位置する地理的環境のもと、先史から現代まで魅力あふれる歴史文化を育んできました。特に、市内には国宝「^{たいほうじほんどう}大宝寺本堂」をはじめとする建造物や、重要文化財「^{くつなけもんじょ}忽那家文書」を代表とする古文書、「^{くめ かん がいせきぐん}久米官衙遺跡群」や「^{まつやまじょうあと}松山城跡」などの史跡、天然記念物「^{じせいなんげんちたい}エヒメアヤメ自生南限地帯」など多くの国指定文化財や、愛媛県、松山市の指定文化財のみならず、四国遍路や秋季祭礼など数多くの未指定文化財が守り受け継がれることで、松山らしい歴史的文化的環境が育まれてきたといえます。

一方、これまで松山市では、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、松山市文化財保護条例などに基づき、所有者や地域住民等と協力しながら指定等文化財の保護を推進してきましたが、近年の少子高齢化や人口減少を背景とした担い手の不足などによって、文化財の滅失や散逸、断絶が懸念されています。また、松山市は、これまでに何度も大きな自然災害に襲われ、昭和21(1946)年に発生した昭和南海地震や平成13(2001)年に発生した芸予地震、平成30(2018)年7月豪雨などによって大きな被害を受けており、加えて、近年の気候変動に伴い災害が激甚化・頻発しており、これらの自然災害による文化財の滅失も危惧されています。

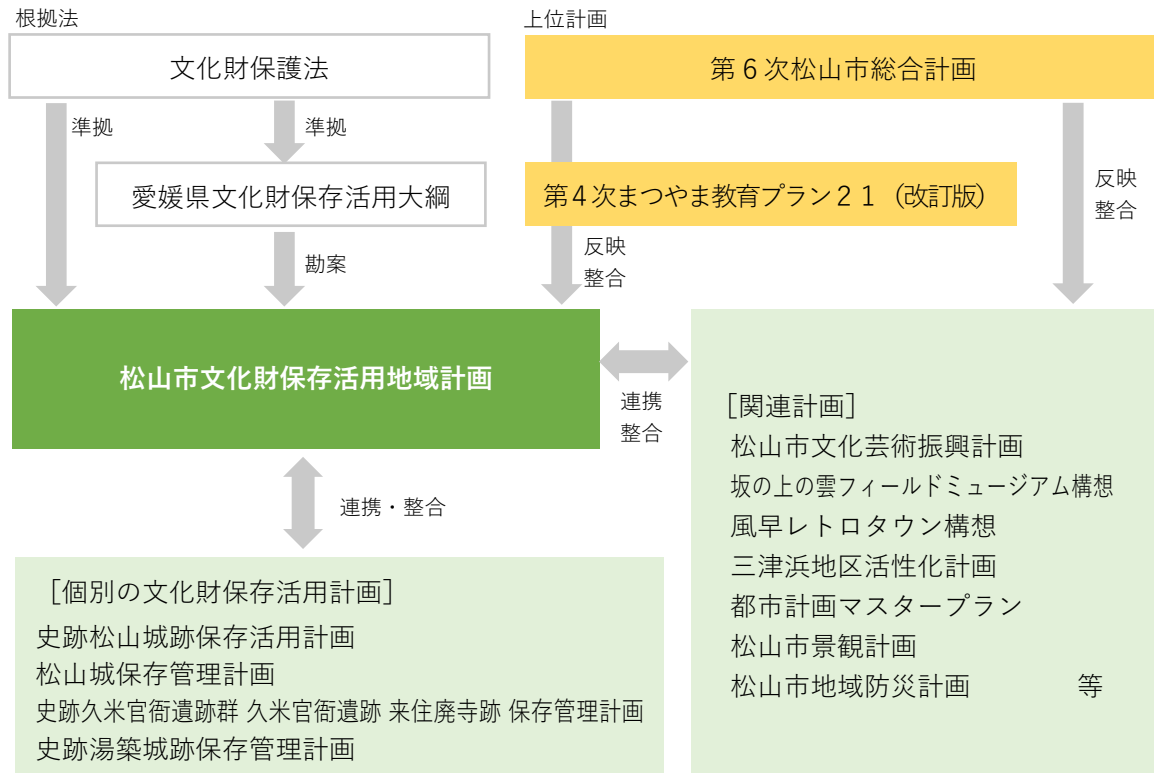
松山市を取り巻くこうした状況は、指定等文化財の直接的な滅失などの危機だけではなく、指定等文化財と共に保存継承されてきた未指定文化財や歴史的、文化的、社会的な環境が徐々に失われ、指定等文化財と市民の繋がりが失われてしまい、さらに適切に保存・活用することができなくなるという負の連鎖を招きかねません。

他方、近年文化財は生涯学習や学校教育など教育分野での活用のみならず、地域の魅力ある資産として観光やまちづくりでの活用も期待されるようになってきたことから、保存とバランスの取れた活用が求められており、これらの計画的な取組の実施が必要となっています。

そこで、松山の歴史文化と文化財がもつ価値と魅力を市民で再発見・共有し、総合的な文化財の保存・活用の方針を示し、具体化するアクションプランを市民総ぐるみで実行することで、松山市の歴史文化と文化財を後世に継承していくために、文化財保護法第183条の3の規定に基づき、文化財保存活用地域計画を作成しました。

2 本計画の位置づけ

[上位・関連計画との関係]



(1) 愛媛県文化財保存活用大綱の勘案

愛媛県は、平成30(2018)年の文化財保護法の改正を機に、令和2(2020)年度に、「支え合い 地域に活かす 文化財～知って、まもって、活かしてつなぐ 愛媛の魅力～」の理念のもと、愛媛県文化財保存活用大綱を策定しました。本計画は、この大綱を勘案し、愛媛県と協力しながら、松山市内にある文化財を適切に保存・活用するための指針とすることを目的に作成しました。

(2) 市の上位計画との整合性

本計画は、文化財保護法に基づいて、市内の文化財の保存・活用を行っていくためのものですが、本市の最上位計画である第6次松山市総合計画と第4次まつやま教育プラン21(改訂版)との整合性を図りながら作成しました。

[第6次松山市総合計画]

・将来像

「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」

—まちづくりの理念—

「様々な世代の人がつながり、支え合い、いきいきと暮らせるまちを目指す」

「夢や理想を抱き、挑戦し続けるまちを目指す」

「魅力や活力にあふれ、持続的に発展するまちを目指す」

・ 期間
平成 25(2013)年度～令和 6 (2024)年度
・ 概要
「第 6 次松山市総合計画」では、一人でも多くの人が笑顔で自分たちの住むまちに愛着や誇りをもち、また、魅力にあふれ、市外の人からも「行ってみたい」、「住みたい」と思われるまちを市民の皆さんと一緒に作りあげていくことを目的にしています。将来像の実現のための「笑顔のまちづくりプログラム」のもと、まちづくりに関する 6 つの基本目標を掲げ、施策の体系化を行っています。
・ 文化財の保存・活用に関連する分野や施策
●まちづくりの基本目標 3 「地域の魅力・活力があふれるまち」【産業・交流】 政策 2 「都市全体の価値や魅力を向上する」 施策 1 「選ばれる都市づくり」 ・小説『坂の上の雲』や「ことば」文化、地理的・歴史的条件など、魅力や個性あふれる資源、地域特性を活用したまちづくりを推進します。 施策 2 「観光産業の振興」 ・松山を代表する観光資源はもちろん、歴史や文化など魅力ある豊富な地域資源にさらに磨きをかけ情報発信するとともに、おもてなしの心の醸成に努め、観光客に楽しんでもらえるまちづくりを推進します。 ●まちづくりの基本目標 4 「健全で豊かな心を育むまち」【教育・文化】 政策 4 「松山市固有の文化芸術を守り育む」 施策 1 「文化遺産の継承」 ・松山城をはじめとする歴史的建造物や史跡などの文化財について、保護や保存修理を推進するとともに、積極的に公開することにより市民の理解を深め、保護意識の醸成を図ります。また、道後温泉本館の価値を保全するため、保存修理に取り組みます。 施策 2 「文化芸術の振興と活用」 ・市民が文化芸術に触れる機会を充実させ、引き続き「ことば」文化を推進するとともに、指定無形民俗文化財の保存伝承や担い手の育成を支援するほか、文化芸術活動の拠点となる施設の適正な管理・運営を行う。また、文化芸術の新たな取組を支援するとともに、文化芸術を活用することにより、地域の活性化を図ります。

〔第 4 次まつやま教育プラン 2 1（改訂版）〕

・ 教育行政の目標
生きる喜びが実感できる人づくり
・ 期間
令和元(2019)年度～令和 7 (2025)年度の 7 年間
・ 概要
「まつやま教育プラン 2 1」は、松山市の教育行政全般にわたる指針であり、その目標や推進姿勢、具体的な施策等を体系的に示したものです。令和元（2019）年度からの 5 か年計画として、本市の『第 6 次松山市総合計画後期基本計画』及び国の『第 3 期教育振興基本計画』を踏まえ、「第 4 次まつやま教育プラン 2 1」を平成 3 1（2019）年 2 月に策定しました。 『第 6 次松山市総合計画』の計画期間が 2 年間延長されたことを受け、当プランの計画期間も 2

年間延長することを決定し、延長に当たっては、指標の目標年度を更新するほか、社会情勢の変化等を踏まえた内容の見直しを行い、令和6年1月に「第4次まつやま教育プラン21（改訂版）」に改訂しました。

・文化財の保存・活用に関連する分野や施策

基本方針1—施策方針（3）

① 文化財の適切な保護による次世代への継承

- ・文化財の保存・保護を行うとともに、文化財保護法に基づく文化財の総合的な計画として文化財保存活用地域計画の策定を進めます。また、国史跡久米官衙遺跡群の整備活用について検討します。
- ・重要遺跡の発掘調査や埋蔵文化財包蔵地の見直しを行うとともに、文化財めぐりや文化財の公開等を通じて、広く周知・啓発に努めます。

② 市民の文化芸術活動の活性化

- ・地域の伝統芸能等の無形民俗文化財伝承活動や、郷土に関する学術研究、世界遺産保護活動等を行っている団体等を支援し活動の継承と活性化を図ります。
- ・地域での子どもたちの文化活動や伝統芸能の発表の場を設け、相互の交流を図るとともに、広く市民に啓発を行います。

③ 短詩系文学を生かした取組の推進

- ・子規記念博物館の活性化と効率的な運営を行うとともに、展示の充実や特別企画展等の開催により、短詩系文学の普及・振興を図ります。
- ・正岡子規を顕彰する俳句・短歌大会の開催や、教室・講座の開催、図書出版等を通じ、短詩系文学の普及・振興と市内外への周知・啓発を行います。

[重点的に取り組む事業]

・久米官衙遺跡群遺構保全事業

史跡久米官衙遺跡群の適切な保存管理と、将来的な整備活用への展望をまとめた「史跡久米官衙遺跡群保存管理計画書」の基本方針に沿った整備計画を検討するとともに、整備活用の実施可能な箇所の整備を検討します。

・子規記念博物館企画展示事業

正岡子規の一生を紹介する常設展の維持管理や展示替、特別展・特別企画展の開催、機関誌「子規博だより」の発行等により、子規や松山の歴史文化の魅力を発信します。

基本方針3—施策方針(2)

① ふるさと教育の推進

- ・「ふるさと松山学」のより効果的な活用・促進に努めます。
- ・正岡子規の俳句に象徴される「ことばの文化」を生かし、俳句の創作や暗唱、群読等、工夫ある教育活動を展開する中で、子どもたちの豊かな心や学力の基盤となる「ことばのちから」の育成に努めます。

② 郷土に対する愛着と誇りの醸成

- ・子規記念博物館、坂の上の雲ミュージアム等を活用した体験学習や「ふるさと松山学」を活

用した学習により、本市ゆかりの先人への理解を深め、郷土に対する愛着と誇り、伝統文化を大切にすることを養うとともに、新たな時代をたくましく生きる志を持った子どもの育成に努めます。

[重点的に取り組む事業]

・ふるさと松山学の活用推進

松山ゆかりの先人や伝統文化を素材として本市独自に制作した「ふるさと松山学」を活用し、児童生徒の郷土への愛着や誇り、将来への志や言葉の力を育てます。また、「ふるさと松山学」(新刊)を市販化することで、市民等に対しても「ふるさと松山」を大切に思う気持ちの醸成を図ります。

(3) 関連計画

[松山市文化芸術振興計画]

・将来ビジョン

市民全員が“まつやま文化人”～誰もが参加できる社会づくり

・基本理念

- ・文化芸術で市民の創造性や表現力の向上を目指す
- ・文化芸術で心豊かで活力ある地域社会の形成を目指す
- ・文化芸術で市民の誇りと絆を深め、世界や未来へつなぐ

・期間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度の5年間

・概要

松山市では、文化芸術の振興にとどまらず、まちづくりや観光、福祉、教育、産業などの幅広い分野と連携し、横断的に文化政策を推進しており、第一期松山市文化芸術振興計画に基づき、文化芸術の取組は少しずつ根付き始め、様々な活動が進められてきました。第二期計画では、コロナ禍からの脱却をはじめとする文化芸術活動への支援、現在の課題や新たな視点への対応、新たな分野への連携・活用の展開の3つを踏まえた取組を推進します。

・文化財の保存・活用に関連する分野や施策

基本目標1：文化芸術活動の推進及び支援

「市民全員が“まつやま文化人”～誰もが参加できる社会づくり」の実現には文化芸術に誰もが関わり、触れることのできる環境づくりのために、市内文化施設の充実や活動する人・鑑賞する人への支援、文化芸術の振興や普及に貢献する人の存在などが必要です。新型コロナウイルス感染症の影響などで明らかになった社会課題やコミュニケーション機会の減少等を踏まえ、文化芸術活動をする人、支える人をつなぎ、更に文化芸術活動を推進していきます。

【数値目標】文化芸術の体験・文化芸術活動を行うことが大切だと考える市民の割合 目標値：90%(現状値：86.7%)

基本目標2：松山特有の文化の振興

本市は、夏目漱石の『坊っちゃん』の舞台であるとともに、司馬遼太郎¹の小説『坂の上の雲』の主人公の出身地でもあり、俳句や文学など「ことばのちから」によるまちづくりの取組や文化資源が評価されて文化庁長官表彰を受賞するなど、俳句やことばのまちとしての個性が

¹ 司馬遼太郎の「遼」のしんにようは、正しくは点が2つ

全国的に認められています。本市が持つこれらの独自の文化を活用した文化振興に取り組んでいきます。

【数値目標】 今後、文学を鑑賞・体験したい市民の割合 目標値：15%(現状値：11.3%)

基本目標3：文化芸術をいかしたまちづくり

本市が実施した市民アンケートでは子どもの居場所づくりを求める意見が多くありました。この意見は、子どもたちが置かれた状況と、保護者や地域住民が地域社会に人と人のつながりを求めている傾向を表しています。社会の様々な課題を乗り越え、持続可能な社会を実現していくためには、全ての人たちが安心して生活できる環境が必要です。地域コミュニティでの課題や住民同士の相互理解・対話を図るために文化芸術の持つ発想や方法をいかした取組を推進していきます。

【数値目標】 住んでいる地域で文化芸術活動が行われていると回答した市民の割合 目標値：63%(現状値：58.1%)

基本目標4：文化芸術の教育・福祉・産業経済等への活用

近年、公立文化施設や行政によって福祉や教育の現場にアーティストが派遣される事例は多く、これまでにない発想や方法によって現場の課題に臨み、成果を上げています。全国の先進的な動向などを参考にしながら、地域の実情に即した子どもや高齢者、障がい者に向き合う取組を行っています。また、交流・関係人口の創出による産業経済の活性化を目的とした文化芸術の活用を更に推進していきます。

【数値目標】 松山市を文化的なまちだと思う市民の割合 目標値：80%(現状値：74.8%)

『坂の上の雲』 フィールドミュージアム構想

・ 期間
平成 11(1999)年度～
・ 概要
・ 地域で古くから培ってきた既存の地域資源を最大限活用し、官民一体で「物語」が感じられるまちを目指す『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくりを進めるための構想です。 ・ 小説『坂の上の雲』ゆかりの史跡や地域固有の貴重な資源をひとつの作品にたとえ、市内全体を「屋根のない博物館」と捉え、回遊性の高い物語のあるまちを目指します。

風早レトロタウン構想

・ テーマ
昭和の賑わいを求めて
・ 期間
平成 25(2013)年 3 月～(おおむね 10 年間)
・ 概要
地域全体の持続的な発展を目的に、地域住民、関係団体、行政が協働し、北条地域の振興を推進していくことを定めたものです。
・ 文化財の保存・活用に関連する分野や施策
鹿島の活性化：かつての魅力を取り戻す ・ 自然を活かした魅力づくり ・ 歴史文化を活かした魅力づくり

- ・北条鹿島博物展示館の活用
- ・昭和をキーワードとする活性化
- ・美しい景観づくり
- ・魅力を高める施設整備
- ・多様な媒体を活用した魅力発信
- ・島を舞台としたイベント
- ・集いの場づくり
- ・地域主体の組織づくり

駅前通り周辺の活性化：訪れるための動機づけを行う

- ・商店の魅力向上
- ・郷土料理を活かした魅力づくり
- ・昭和をキーワードとする活性化
- ・魅力ある景観づくり
- ・多様な媒体を活用した魅力発信
- ・駅前通り周辺を舞台としたイベント
- ・コミュニティの場づくり
- ・地域主体の組織づくり

広域エリアの活性化：つながりを強化する

- ・地域の宝を活かした魅力づくり
- ・地域産業の活性化
- ・くらしを支える機能整備
- ・交流施設の整備
- ・良好な景観づくり
- ・多様な媒体を活用した魅力発信
- ・地域を舞台としたイベント
- ・生涯学習の場づくり
- ・地域主体の組織づくり

[三津浜地区活性化計画]

・基本的な考え方	
	新たなにぎわいと交流の創出に向けて、魅力的なまちづくりに取り組んでいきます
・期間	
	—
・概要	
	本計画は、地域や住民の動きを尊重しながら、地域の振興を図ることを目的として、三津浜地区の地域住民や民間によるまちづくりへの機運を一層高めるとともに、三津浜地区のにぎわいの創出や交流人口の拡大を図るための活動の指針となる計画です。
・文化財の保存・活用に関連する分野や施策	
	活性化方針2 外から「行ってみたい」、「住んでみたい」と思わせる「魅力」づくりに取り組みます 『坂の上の雲』フィールドミュージアムの「松山城周辺センターゾーン」や、「道後温泉サブセンターゾーン」など他のサブセンターゾーンへの来訪者に対して、まずは「三津浜のまちに行ってみよう、歩いてみよう」と思わせる魅力（発意行動魅力）づくりを行うことが重要です。 そのた

めにも、三津浜地区の魅力の一つである、ご当地の「食」をブランド化していくことが重要なポイントになります。また、海に面している地域であることの利点を活かして、民間による新たな拠点づくりの検討を支援するなど、外から「行ってみたい」、「住んでみたい」と思わせる魅力的なまちづくりを推進します。

[都市計画マスタープラン]

・期間

計画の目標年次：計画策定（平成 23（2011）年 3 月）からおおむね 20 年後（令和 12（2030）年度）

・概要

本市は、平成 16（2004）年に、都市計画マスタープランを策定しました。その後、平成 20（2008）年に旧北条市との合併に伴う既往計画の追補版を策定しましたが、中間目標年次（平成 22（2010）年、基準年次は平成 12（2000）年、長期は令和 2（2020）年）を迎えることから、計画の見直しが必要となっていました。また、人口・経済情勢・行財政状況など、厳しい社会環境下にあることから、効率的な都市経営の視点に十分留意しつつ、現計画を基本としつつも、都市づくりの重点戦略の明確化とともに、有効な施策の段階的な実現化、公民協働の取組の活性化を推進する計画づくりと仕組みづくりが重要となっています。このため、本市において想定される社会経済状況の変化に対応するため、効率的で効果的な都市経営に配慮した、新しい都市計画マスタープランを策定しました。策定に際しては、本市の総合的な交通体系の方針としての都市交通戦略など、上位関連計画の見直し内容との整合を図っています。

・文化財の保存・活用に関連する分野や施策

4) 北西部地域のまちづくり方針

目標 1 北西部地域の核となる生活拠点の形成

① 歴史性を活かした賑わいある拠点形成

ア. 歴史性を活かした風情あるまちなみの形成

古くから渡し船が往来するなど海上交通の拠点となっている伊予鉄三津駅周辺は、松山市の海の玄関口でもあり、人・もの・情報が交流する地域であるため、古くからの風情あるまちなみを活かしながら、市民、来訪者が共に快適に過ごせるまちづくりに努めます。

目標 3 歴史文化や自然が身近に広がる地域環境の形成

② 身近なアメニティの向上

イ. 歴史性や水辺への近接性を活かした地域らしい魅力ある景観形成

地域生活拠点を形成する駅周辺や、海の玄関口としての港周辺、歴史風情あるまちなみ地区など、地域環境と調和した個性ある景観を形成するため、地域の景観資源を活用しつつ、賑わいのある魅力ある景観への誘導に努めます。

8) 久谷地域のまちづくり方針

目標 1 良好な自然環境や景観の保全

② 自然や歴史的景観の保全

イ. 遍路文化に親しむ環境づくり

遍路みち沿道において、良好な里山景観の保全を図るとともに、体験交流プログラムや情報発信の充実を図るなど、遍路文化に親しむ環境づくりを進めます。

9) 島嶼部地域のまちづくり方針

目標 1 瀬戸内の優れた自然環境や景観の保全

② 特色ある景観の保全

イ. 島文化に親しむ環境づくり

多島美景観の保全を図るとともに、島内の自然・田園・漁業・歴史文化等の地域資源を結ぶ観光ルートにおける修景整備、休憩空間の確保、サイン整備など、島文化に親しむ環境づくりを進めます。

[松山市景観計画]

・ 期間

—

・ 概要

平成 22(2010)年 3 月、松山市初となる「松山市景観計画」を策定しました。その後、中心市街地において、順次景観計画区域を拡大するとともに、重点的に景観まちづくりを行う「景観形成重点地区」の追加や、松山市のシンボルである松山城への眺望景観を保全するための「眺望保全区域」を指定しています。このように、松山市の顔となる魅力ある都心部の都市景観と風情ある地区の景観の保全・向上を図るために、引き続き住民の合意形成を図りながら、対象範囲を順次拡大することとしています。

・ 文化財の保存・活用に関連する分野や施策

中心地区景観計画区域における景観形成方針

景観形成の基本的な考え方

中心地区には、松山城をはじめとする多数の歴史的・文化的資源や、城山や石手川などの豊かな自然、多様な都市機能の集積、路面電車が通行する街路景観など、松山らしい景観を創造する重要な要素が凝縮されています。これらを地区の特性等に応じて適切に活かし高めることを誘導し、市民のひとりひとりが「お城下^{じょうか}」に親しみ・愛着・誇りを感じる魅力ある都市景観の形成を目指します。

良好な景観の形成に関する方針

【基本的な方針】

- 地区全体でのまちなみの調和に配慮しつつ、地区内のそれぞれのエリアや通りの特性を活かした景観を形成します。
- 骨格となる街路空間や都市空間については、景観形成重点地区への位置付けを検討するなど、適切に規制・誘導することで、メリハリのある景観を形成します。
- 松山城から俯瞰する市街地の眺めや、歩行者、路面電車からの見え方などを意識した、美しい景観を形成します。

三津浜地区景観計画区域における景観形成方針

景観形成の基本的な考え方

三津浜地区は、江戸時代には松山藩の御船手組が置かれた港町であり、漁業や商業で栄えたまちで、松山市発展の礎を築いてきたといわれています。今でも、かつての財や文化を物語る醸造業や金融、汽船、問屋などの近代的な建築物や町家等の風情あるまちなみが残っています。当該地区のまちなみの特性を踏まえ、レトロで歴史あるまちなみ景観を核として保全しつつも、地区の

人々の風情ある生活景観と融合した景観形成を目指します。

良好な景観の形成に関する方針

【基本的な方針】

- 地区住民や来街者がまちなみや歴史的資源を楽しみながら回遊できるよう、移動空間の景観を形成します。
- 地区住民が生活を営む場となっている風情ある生活景観や歴史的な景観資源、まちの表情を形成するとともに潤いを与えている貴重な緑地等が融合するよう、まちなみの調和に配慮した景観を形成します。
- 地区内の歴史的な景観資源を保全・活用するとともに、それと調和する古民家の再生など、地区の拠点となる景観を創出します。

道後温泉本館周辺景観形成重点地区における景観形成方針

景観形成の基本的な考え方

本市を代表する近代和風建築「道後温泉本館」はこの地区のシンボルであり、次世代へ守り継承してゆくべき貴重な景観資源です。この道後温泉本館をはじめとした歴史的景観資源や周囲の豊かな自然景観が醸す雰囲気と調和した、全国有数の温泉観光地として風格あるまちなみを目指します。

良好な景観の形成に関する方針

- ・ランドマークである道後温泉本館や周辺の歴史的景観資源の醸す趣に似つかわしい、品格のあるまちなみを整えます。
- ・生活者の古くからの営みを感じさせるような懐かしさの滲む景観資源を継承し活用します。

[松山市地域防災計画]

・防災ビジョン

- 災害に強いまちづくり
- 災害に強いひとづくり
- 災害に強い体制づくり

・期間

令和4(2022)年度修正（必要に応じて随時修正する）

・概要

松山市内での災害に対し、総合的かつ計画的な防災対策を推進し、住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底など、市民の防災活動も誘発しながら、災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えを一層充実し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画です。

・文化財の保存・活用に関連する分野や施策

災害予防計画

公共土木施設等の保安計画

・文化財施設

建築物その他の文化財及び文化財が収蔵されている建築物の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、次の対策を講じ、教育委員会は、所有者等に対して適切な指導助言を行います。

- 補強工事
- 日常の維持管理による部分的・応急的な補修
- 安全な公開方法と避難方法・避難場所の確保
- 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の構築
- 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の構築
- 災害発生後の火災に対する防火対策及び防災訓練

災害応急対策

文教対策

・文化財の保護

- 文化財に関する応急対策等については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が策定します。
- 文化財が被災した場合、所有者、管理責任者又は管理団体は、被害の調査を実施するとともに消防機関に通報します。
- 速やかに文化庁及び県教育委員会に被災状況を報告・協議し、復旧対策を実施します。

(4) 個別の文化財保存活用計画

[史跡松山城跡保存活用計画]

・ 期間	
	令和元(2019)年～令和 10(2028)年
・ 概要	
	松山城跡を次世代へ確実に継承していくため、史跡の持つ本質的価値とその構成要素を明確化した上で、それらを適切に保存・活用していくため、保存、活用、整備、運営体制についての現状と課題を把握するとともに、保存・活用の方針と方法を明確化することを目的として策定したものです。

[松山城保存管理計画]

・ 期間	
	平成 14(2002)年 3 月～
・ 概要	
	松山市民、国民の共有財産である重要文化財松山城と関連建造物を永く後世に伝え守っていくため、史跡、都市公園としての周辺環境を留意して策定した長期管理計画で、松山城の保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画で構成しています。

[史跡久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡 保存管理計画]

・ 期間	
	平成 22(2010)年 3 月～
・ 概要	
	久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡の適切な保存管理を行うための指針に、将来的な整備活用への展望を含めて策定した計画で、史跡の保存と管理に関する基本方針や保存管理の方法、今後の整備基本方針と将来像を取りまとめています。

[史跡湯築城跡保存管理計画]

・ 期間	
	平成 26(2014)年 10 月～
・ 概要	
	湯築城跡の保存管理や整備活用についての方針を定め、史跡の良好な保存と利活用を目的として策定した計画で、保存管理の基本方針や整備活用の考え方・方針、運営体制を定めています。

3 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

最上位計画である「第6次松山市総合計画」は、令和4(2022)年度末で計画期間が終了する予定でしたが、コロナ禍の影響により次期計画の策定が困難であることなどから、基本構想の計画期間を令和6(2024)年度まで2年間延長し、令和7(2025)年度から次期計画が施行される予定です。

このような状況から、本計画の計画期間は、計画作成時に施行されている第6次総合計画を反映しつつも、その計画期間とは異なる期間としました。なお、次期計画の施行の際は、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

4 本計画の進捗管理と自己評価の方法

計画期間の中間年(5年間)で松山市文化財保存活用地域計画協議会での見直しを行い、必要に応じて事業計画の改訂を行うものとします。

見直しを受けて、次に掲げる変更を行う場合は、文化庁長官による変更の認定を申請します。

[文化庁長官による認定が必要な変更]

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の軽微な変更を行う場合は、愛媛県及び文化庁に情報提供します。

5 本計画における文化財の定義

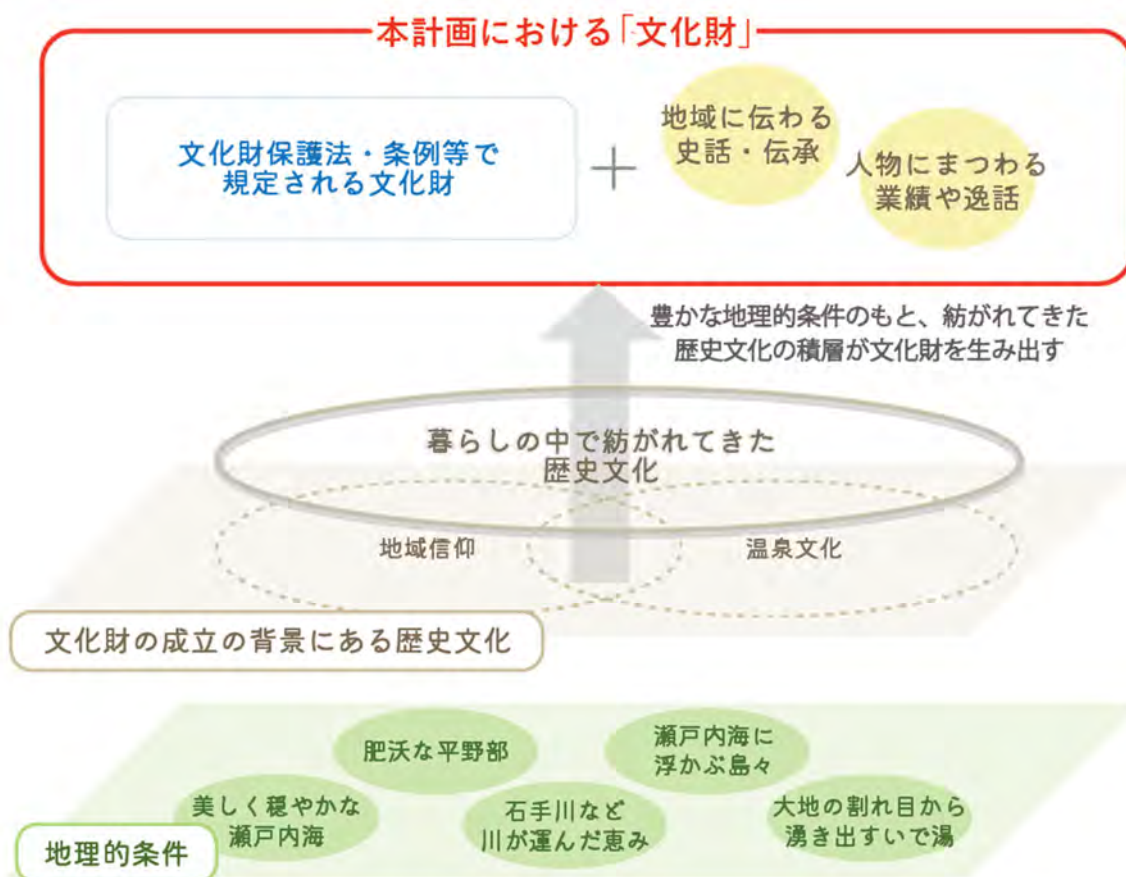
文化財保護法の規定によれば、「文化財」は「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6つの類型に分けられ、「文化財の保存技術」、「埋蔵文化財」と併せて保護の対象とされています。我が国にとって価値の高い「文化財」の中で特に重要なものは国指定等文化財に、愛媛県、松山市にとって重要な文化財は愛媛県文化財保護条例、松山市文化財保護条例に基づいて、県指定・市指定文化財に指定され、その保護が進められています。

松山市は、石手川をはじめとする河川が運んだ恵みによる肥沃な平野部に位置しており、大地の割れ目から、神話の時代から愛され続けるいで湯が今も絶えず湧き出しています。また、平野の先に臨む美しく穏やかな瀬戸内海には、多くの島々が浮かんでいます。

この恵まれた地理的条件のもと、松山市には、多くの人が集まり、暮らしを営んできました。特に、四国遍路に代表される地域信仰や、道後温泉をはじめとする地形の恵みがもたらした温泉文化は、この地域の歴史と文化を語る上で欠かすことのできないものであり、これらの文化を土台としながら、人々の暮らしの中でさまざまな歴史文化が紡がれてきました。

本計画では、これらの積み重ねの中で、古くから松山市民に大切に受け継がれてきたものを「文化財」として捉えます。そのため、上記の文化財保護法や県・市の条例の規定に基づく文化財に加え、地域に伝わる史話・伝承、人物にまつわる業績や逸話を文化財保護法の類型に関わらず、広く「文化財」として定義し、松山市で紡がれてきた歴史と文化を後世に受け継いでいきたいと考えます。

[本計画における文化財の定義]



6 本計画作成の体制・経緯

(1) 本計画作成の体制

松山市では、本計画の作成に当たり、文化財保護法第183条の9第1項の規定に基づき松山市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。協議会では、本計画の作成及び変更に関する協議を行い、作成が完了し文化財保護法に基づく認定を受けた後は本計画の実施に係る連絡調整を行います。また、協議会には、同条第2項の規定に基づき、松山市、愛媛県、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体が参画しています。

また、松山市では、文化財の保存及び活用に関して、教育委員会の諮問に答え又は意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行うため、各分野の学識経験者により構成される松山市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

本計画は、具体的内容や専門的事項について、協議会と審議会から意見聴取を行い、文化庁の指導・助言を受けながら作成しました。

[松山市文化財保護審議会 名簿] (令和3(2021)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで)

担 当 部 会		氏 名	部 門	職 名
第1部会	【有形文化財】 建造物・絵画・彫刻・石造美術・工芸品その他 【伝統的建造物群】 【文化財の保存技術】	石岡 ひとみ	工芸品	愛媛県教育委員会 文化財保護課専門学芸員
		長井 健	絵画	愛媛県美術館 専門学芸員
第2部会	【有形文化財】 書跡・典籍・古文書・歴史資料 その他	岩田 勉	歴史学	風早歴史文化研究会 理事 事務局長
		胡 光	日本史学 近世史	愛媛大学法文学部教授
		山内 譲	日本史学 中世史	伊予史談会会長
第3部会	【無形文化財】 芸能・工芸技術 【民俗文化財】 無形民俗文化財 (風俗習慣・民俗芸能・民俗技術) 有形民俗文化財	神楽岡 幼子	芸能史	愛媛大学法文学部教授
		中原 ゆかり	文化人類学	愛媛大学法文学部教授
第4部会	【記念物】史跡 【埋蔵文化財】遺跡 【有形文化財】考古資料 【保存科学】保存処理	柴田 圭子	考古学 陶磁史	愛媛県埋蔵文化財センター調査課長
		村上 恭通	考古学	愛媛大学 アジア古代産業考古学 研究センター長 法文学部教授
第5部会	【記念物】 天然記念物(動物・植物・地質鉱物) 名勝(庭園・橋梁・海浜その他) 【文化的景観】	嶋村 鉄也	生物環境学	愛媛大学 大学院農学研究科准教授
		鏑本 武久	古生物学	愛媛大学 大学院理工学研究科教授

[松山市文化財保存活用地域計画協議会 名簿]

(令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで)

	氏名	職名	分野	文化財保護法第183条の9第2項の区分
1	蒼森 隆彰	国宝大宝寺本堂ほか所有者 大宝寺住職	国指定文化財所有者	4号 文化財の所有者
2	前園 実知雄	公益財団法人 愛媛県埋蔵文化財センター理事長 奈良芸術短期大学教授	考古学 埋蔵文化財	4号 学識経験者
3	山内 譲	伊予史談会会長、元松山大学教授 松山市文化財保護審議会会長	歴史資料 中世史	4号 学識経験者
4	胡 光	愛媛資料ネット代表 愛媛大学教授、四国遍路・世界の 巡礼研究センター長	歴史資料、文化財 防災、近世史、四 国遍路文化	4号 学識経験者
5	中矢 斉	松山商工会議所事務局長	商工業	4号 商工関係者
6	黒田 憲	松山観光コンベンション協会事務 局長	観光業	4号 観光関係者
7	国安 登	まつやま文化財サポートの会代表	ボランティア団体 代表	4号 その他
8	重信 昭雄	松山市公民館連絡協議会会長	社会教育	4号 その他
9	西山 俊実	愛媛県教育委員会事務局 管理部 文化財保護課長	文化財保護	2号 都道府県
10	杉村 幸紀	松山市坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課長	まちづくり	1号 市町村
11	石橋 美幸	松山市坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課長	文化振興 伝統文化	1号 市町村
12	石丸 耕一	松山市坂の上の雲まちづくり部 坂の上の雲ミュージアム館長	博物館	1号 市町村
13	中矢 光一	松山市産業経済部 観光・国際交流課長	観光・国際交流	1号 市町村
14	山下 勝義	松山市産業経済部 道後温泉活性化担当課長	道後温泉本館所管 道後地区活性化	1号 市町村
15	伊賀上 幸徳	松山市都市整備部 都市デザイン課長	都市景観 都市デザイン	1号 市町村
16	兵頭 一馬	松山市都市整備部 公園緑地課長	史跡松山城跡所管	1号 市町村
17	芳野 昌宏	松山市教育委員会事務局 子規記念博物館館長	博物館	1号 市町村
18	二宮 仁志	松山市教育委員会事務局 文化財課長	文化財保護	1号 市町村

(令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで)

	氏名	職名	分野	文化財保護法第183条の9第2項の区分
1	蒼森 隆彰	国宝大宝寺本堂ほか所有者 大宝寺住職	国指定文化財所有者	4号 文化財の所有者
2	前園 実知雄	公益財団法人 愛媛県埋蔵文化財センター理事長 奈良芸術短期大学特任教授	考古学 埋蔵文化財	4号 学識経験者
3	山内 譲	伊予史談会会長 元松山大学教授	歴史資料 中世史	4号 学識経験者
4	胡 光	愛媛資料ネット代表 愛媛大学教授、四国遍路・世界の 巡礼研究センター長	歴史資料、文化財防災 近世史、四国遍路文化	4号 学識経験者
5	中矢 斉	松山商工会議所事務局長	商工業	4号 商工関係者
6	窪田 勝彦	松山観光コンベンション協会事務局長	観光業	4号 観光関係者
7	国安 登	まつやま文化財サポートの会代表	ボランティア団体代表	4号 その他
8	重信 昭雄	松山市公民館連絡協議会会長	社会教育	4号 その他
9	西山 俊実	愛媛県教育委員会事務局 管理部 文化財保護課長	文化財保護	2号 都道府県
10	田中 健太郎	松山市坂の上の雲まちづくり部 副部長 兼 まちづくり推進課長	まちづくり	1号 市町村
11	村本 実紀	松山市坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課長	文化振興 伝統文化	1号 市町村
12	石丸 耕一	松山市坂の上の雲まちづくり部 副部長 兼 坂の上の雲ミュージアム館長	博物館	1号 市町村
13	森本 智恵	松山市産業経済部 観光・国際交流課長	重文松山城所管 観光・国際交流	1号 市町村
14	兵藤 一馬	松山市産業経済部 道後温泉活性化担当課長	重文道後温泉本館所管 道後地区活性化	1号 市町村
15	伊賀上 幸徳	松山市都市整備部 副部長 兼 都市デザイン課長	都市景観 都市デザイン	1号 市町村
16	日野坪 信彦	松山市都市整備部 公園緑地課長	史跡松山城跡所管	1号 市町村
17	門田 泰敏	松山市教育委員会事務局 子規記念博物館館長	博物館	1号 市町村
18	二宮 仁志	松山市教育委員会事務局 文化財課長	文化財保護	1号 市町村

(令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日まで)

	氏名	職名	分野	文化財保護法第 183 条の 9 第 2 項の区分
1	蒼森 隆彰	国宝大宝寺本堂ほか所有者 大宝寺住職	国指定文化財所有者	4 号 文化財の所有者
2	前園 実知雄	公益財団法人 愛媛県埋蔵文化財センター理事長 奈良芸術短期大学特任教授	考古学 埋蔵文化財	4 号 学識経験者
3	山内 譲	伊予史談会会長 元松山大学教授	歴史資料 中世史	4 号 学識経験者
4	胡 光	愛媛資料ネット代表 愛媛大学教授、四国遍路・世界の 巡礼研究センター長	歴史資料、文化財防災 近世史、四国遍路文化	4 号 学識経験者
5	中矢 斉	松山商工会議所事務局長	商工業	4 号 商工関係者
6	窪田 勝彦	松山観光コンベンション協会事務局長	観光業	4 号 観光関係者
7	国安 登	まつやま文化財サポートの会代表	ボランティア団体代表	4 号 その他
8	二宮 秀秋	松山市公民館連絡協議会会長	社会教育	4 号 その他
9	渡部 真司	愛媛県教育委員会事務局 管理部 文化財保護課長	文化財保護	2 号 都道府県
10	田中 健太郎	松山市坂の上の雲まちづくり部 副部長 兼 まちづくり推進課長	まちづくり	1 号 市町村
11	村本 実紀	松山市坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課長	文化振興 伝統文化	1 号 市町村
12	石丸 耕一	松山市坂の上の雲まちづくり部 副部長 兼 坂の上の雲ミュージアム館長	博物館	1 号 市町村
13	森本 智恵	松山市産業経済部 観光・国際交流課長	重文松山城所管 観光・国際交流	1 号 市町村
14	兵藤 一馬	松山市産業経済部 道後温泉活性化担当課長	重文道後温泉本館所管 道後地区活性化	1 号 市町村
15	今村 雅臣	松山市都市整備部 都市デザイン課長	都市景観 都市デザイン	1 号 市町村
16	川口 征英	松山市都市整備部 公園緑地課長	史跡松山城跡所管	1 号 市町村
17	大石 和可子	松山市教育委員会事務局次長 兼 子規記念博物館館長	博物館	1 号 市町村
18	岸 洋三	松山市教育委員会事務局 文化財課長	文化財保護	1 号 市町村

(2) 本計画作成の経緯

年月日	事項
令和 3 (2021)年 8 月	第 1 回松山市文化財保存活用地域計画協議会（書面開催） 1. 説明事項 (1) 本協議会の主旨と目的について (2) 文化財保存活用地域計画の概要について 2. 意見交換事項 (1) 松山市の歴史・文化や文化財を取り巻く現状について (2) 令和 3 年度の業務内容について
令和 3 (2021)年 11 月	市民意識調査の実施
令和 3 (2021)年 11・12 月	ワークショップの開催 第 1 回「文化財保存活用地域計画を理解し、身近にある歴史文化資源について整理する」 ・文化財保存活用地域計画についての理解 ・これからも大事にしていきたい身近にある歴史文化資源を抽出 第 2 回「松山市の歴史・文化を特徴づけるストーリーを考える」 ・第 1 回に各グループであげられた身近にある歴史文化資源でまとまりをつくり、関連文化財群としてストーリーを構築
令和 4 (2022)年 2 月	第 2 回松山市文化財保存活用地域計画協議会（書面開催） 1. 説明事項 (1) 今年度の事前把握調査の結果について (2) 来年度以降のスケジュールについて 2. 意見交換事項 (1) 市内の歴史文化資源を取り巻く現状と課題について (2) 令和 4 年度の業務内容について
令和 4 (2022)年 3 月	松山市文化財保護審議会（書面開催） 1. 報告 (1) 令和 3 年度事業について (2) 「鉄釉獅子」の愛媛県指定文化財（美術工芸品・工芸）指定と、「東野焼 狛犬」の松山市指定有形文化財（工芸品）指定解除について (3) 「松山市文化財保存活用地域計画」策定の進捗状況について
令和 4 (2022)年 4 月	文化庁との協議（松山）
令和 4 (2022)年 7 月	第 3 回松山市文化財保存活用地域計画協議会 1. 説明事項 (1) 文化財保存活用地域計画について (2) 令和 4 年度の進め方について 2. 意見交換事項 (1) 本市の歴史文化の特徴（案） (2) 本計画で取り扱う文化財の定義について（案） (3) 本計画で目指す課題・方針・将来像について（案） 3. 連絡事項 (1) 令和 4 年度ワークショップ開催について

年月日	事項
令和4(2022)年7・8月	ワークショップの開催 第1回「松山市の歴史文化をふまえて、やってみたい取組は？」 ・松山市の歴史文化の特徴をふまえ、現在自分たちが行っている活動と紐づけ ・歴史文化の特徴をふまえ、現在自分たちが行う活動を展開させて、今後やってみたい取組を考える 第2回「やってみたい取組について、具体化する」 ・第1回で意見が出された取組について、「だれが・いつ・どうやって」取り組むのかを具体的に示す
令和4(2022)年10月	文化庁との協議（京都）
令和4(2022)年10月	第4回松山市文化財保存活用地域計画協議会 1. 説明事項 (1) 令和4年度ワークショップの開催報告 2. 意見交換事項 (1) (再)本市の歴史文化の特徴（案）について (2) 本計画で位置づける措置について (3) 本計画の構成案について（案）
令和5(2023)年2月	第5回松山市文化財保存活用地域計画協議会 1. 説明事項 (1) 歴史文化の特徴について (2) 素案の確認について（序章から第3章） 2. 意見交換事項 (1) 関連文化財群と文化財保存活用区域について (2) 本計画で位置づける措置について 3. 令和5年度のスケジュールについて
令和5(2023)年3月	松山市文化財保護審議会 1. 報告 (1) 令和4年度事業について 2. 議事 (1) 「松山市文化財保存活用地域計画」作成の進捗状況について
令和5(2023)年6月	第6回松山市文化財保存活用地域計画協議会 1. 説明事項 (1) 素案の執筆状況について（序章から第5章） 2. 意見交換事項 (1) 本計画で位置づける措置について (2) 関連文化財群と文化財保存活用区域について (3) 本計画の推進体制について
令和5(2023)年8月	文化庁との協議（京都）

年月日	事項
令和 5 (2023)年 10 月	第 7 回松山市文化財保存活用地域計画協議会 1. 説明事項 (1) 認定までのスケジュールについて 2. 意見交換事項 (1) 素案の執筆状況に関する説明 (2) 本計画で位置づける措置について
令和 5 (2023)年 12 月	パブリックコメント実施
令和 6 (2024)年 1 月	松山市文化財保護審議会 1. 報告 (1) 令和 5 年度事業について (2) 松山市指定有形文化財の指定解除について 2. 議事 (1) 「松山市文化財保存活用地域計画」作成の進捗状況について ①松山市文化財保存活用地域計画素案 ②パブリックコメントの実施概要 ③認定までのスケジュール ④令和 4 年度保護審議会の素案からの主な変更点